

TOCHIGI  
ARCHITECT  
OFFICE  
ASSOCIATION  
BULLETIN



社団法人栃木県建築士事務所協会会報

2009  
8  
No.89

# TOCHIGI ARCHITECT OFFICE ASSOCIATION BULLETIN

2009/8 No.89 目次

建築士事務所憲章	2
雑感 (社)栃木県建築士事務所協会副会長 耐震診断業務委員長 佐治 則昭	3
業界の動き 栃木県住宅耐震推進協議会について	
住宅耐震推進協議会 運営委員長 夏目 公彦	4
委員会報告 「委員会活動について」	
総務・企画委員長 田村 哲男	5
経営委員会活動について	
経営委員長 深津 喜一	5
業務運営委員会活動の抱負	
業務運営委員長 小林 基	6
教育・情報委員会活動について	
教育・情報委員長 渡辺 有規	6
法律シリーズ No.49 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保に関する法律」について	
弁護士法人佐藤貞夫法律事務所 弁護士 杉田 明子	7~8
税務シリーズ No.15 平成21年度税制改正	
久保井会計事務所 久保井一臣	9~11
コラム 東京タワー生誕50周年	
広報委員 中村 清隆	12
建物のセキュリティ設計について	
広報委員 大高 宣光	13~14
正会員・賛助会員入会案内	15
正会員/建築設計 大高、(株)スペースショップ一級建築士事務所、(株)NASU設計	
協賛会員/東栄設備工業(株)、中島塗装(株)	
協会日誌 2009.4~2009.6	16~18
建賠保険等調査専門委員会が設置されました	
有限会社 日事連サービス 専務取締役 中川 孝昭	19~20

## 表紙紹介

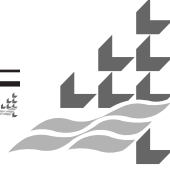
### 湯の郷 湯西川観光センター

株式会社 荒井設計



第17回AP展会長賞

本建物は野岩鉄道湯西川温泉駅と道の駅を一体的に整備したものです。建物は湯西川温泉郷の玄関口に位置することから、土壁風の外壁と木調ルーバーなどにより周囲の自然景観と調和し「平家の里」を感じさせる外観としました。駅舎+道の駅の機能に加えて温泉や足湯・岩盤浴等を整備し、利用者が「やすらぎ」を感じられる施設としました。また冬の雪・寒さ対策として、温泉を利用した床暖房やロードヒーターを設置し省エネ化とCO<sub>2</sub>削減を図りました。



## 建築士事務所憲章

建築士事務所は、建築や環境が文化の形成に占める重要な意味を認識し、社会の健全な進歩と発展に寄与します。

- 一 誠意をもって設計と監理の業務を遂行し、建築主の期待に応えます。
- 一 健康で快適な生活環境の創造と、安全安心、持続可能で良質な資産の形成を図ります。
- 一 自己研鑽を怠らず、職業倫理を高め、法令遵守と公益の立場に立って最善を尽くします。
- 一 設計意図の理解を施工者に求め、公正に工事を監理します。
- 一 互いに信頼を深め、連帯の精神をもって職務を全うします。

平成20年5月

社団法人 栃木県建築士事務所協会

## 雑感

「祇園精舎の鐘の声、諸行無常の響あり。娑羅双樹の花の色、盛者必衰の理をあらわす」

20代の私は、学生起業の始まりのような仕事をし、世間を虚仮にして、天下の大企業丸紅・日水を相手に青春を謳歌していた。怖さ知らずの日々も、木村福島県知事辞職にて終焉を迎えることとなる。その時の戒めのために、庭に娑羅の木を植えている。今、その白い花が理を示すが如く、芝生の上に落ちている。

平成7年に、国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とした「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されて、早15年にならんとしている。栃木県でも耐震診断業務は、この法の下、平成8年から諸先輩が苦勞して立ち上げ、その手法は県庁の耐震診断等で確立され、現在の適合判定の前身とも思われる「ピアチェック体制」を導入した「栃木方式」として現在に至っている。

耐震診断業務は言うまでも無く、現存する昭和56年(1981年)以前の建物が対象であるとともに、先人諸先輩たちの作品、設計意図等を内部調査し、さらにはその施工能力までも洗い出さねばならないという作業行為である。それは、我々には今までに馴染みの薄い設計行為であるとともに、自分の意志を捨てた忠実性が必要となってくる。

今、平成21年度の耐震診断業務は正にその絶頂期に差し掛かっており、診断の調査技術者さらに構造技術者の不足が業界の重要課題となっている。さらに、平成19年6月からの法改正、その後の建築士制度改革は、これら業務と相重なって、耐震診断業務の難しさに拍車をかけている。

(社)栃木県建築士事務所協会副会長  
耐震診断業務委員長 佐治 則昭

幸いにして栃木県は現在、診断業務等の取り組み及びその遂行は、指導して下さる諸先生のお骨折りで、他県よりスムーズに行われていると当協会として自負しているが、他県同様対応に苦慮していることには変わらない。我々技術者は、この難題に屈することなく、法律の命題に沿って日々邁進する覚悟はせねばなるまい。そして、今後も当分続くこの業務に、技術者としての誇りと気概を持ち、さらに文初に述べた理を忘れず日々精進していかねばなるまい。

未来の建築設計界の発展を夢みつつ!



# 栃木県住宅耐震推進協議会について

住宅耐震推進協議会

運営委員長 夏目 公彦

平成7(1995)年に、阪神・淡路地域を襲った兵庫県南部地震から14年の歳月が流れようとしている今日この頃、どこもかしこも耐震、耐震と毎日のように新聞紙面をにぎわせている。先日の新聞に、県内の公立小中学校の校舎や体育館など、耐震性のないとされた建物がまだ749棟もあり、栃木県の耐震化率は57.7%で全国平均の67%を下回り、35位であると紙面に掲載されていた。なかなか各市町も厳しい財政状況もあり、思うように耐震改修が進まないのが現状である。昭和56(1981)年以前の旧耐震基準で作られた民間の施設は手つかずのままである。

木造住宅においては、本県では平成17(2005)年に建築士事務所協会で、木造建築物耐震協議会を立ち上げてから4年が経過しました。当初、鹿沼市・佐野市・宇都宮市・岩舟町が補助金を出し木造耐震診断業務をスタートして、平成20(2008)年度までに約140棟余りの耐震診断を行ってまいりました。今、本県では耐震改修をかけなければならない昭和56(1981)年以前の木造住宅は推定で約17~18万戸位あると言われます。

兵庫県南部地震では、木造住宅の倒壊により多くの尊い人命が奪われた内の8割が住宅の倒壊による圧死であると報告されております。

平成21(2009)年度より、県は平成27(2015)年までに、3万戸の耐震診断と1万戸の耐震補強を実施しようと、建築士会・建築士事務所協会・県建設業協会の3団体で、「県住宅耐震推進協議会」を立ち上げました。設立総会が6月18日に行われ、当協会の本澤宗夫氏が会長、副会長に建築士会の岡田義治氏が選任されました。事業内容としては、栃木県建築物耐震改修促進連絡協議会と連携して事業実施者をもって下記の事業を行う。

- (1) 住宅の耐震相談、耐震診断、耐震改修計画作成
- (2) 住宅の耐震改修工事
- (3) 住宅の耐震改修工事の監理
- (4) 住宅の耐震改修促進のための普及・啓発

栃木県は平成21(2009)年において、30市町(診断補助金・診断費用の2/3・最大10万円)がすべての地域の方に診断補助金が交付されます。又補強工事に関しましては(補強工事費の1/2・最大60万円)の補助金が21市町において交付されます。

基本的には、昭和56(1981)年以前の、旧耐震基準で建設された建物は震度6をこえる地震力には耐えられるように作られておりませんので、大なり小なり差はありますが必ず被害を受けます。公共建築物の耐震改修も早急に進めなければならないが、木造住宅においても早急に耐震改修を進めなくてはなりません。栃木県民は少し危機意識が低いように思います。地震は1度来た所には、必ず過去のデータを見ると、数十年単位、数百年単位で地震は繰り返されています。記憶に新しい平成16(2004)年、新潟県中越地震、平成19(2007)年、新潟県中越沖地震はわずか3年のサイクルで発生しております。栃木県は今市地震が昭和24(1949)年にありました。本県も地震が来ないとは言いきれません。転ばぬ先の杖ではありませんが、地震が来てからでは間に合いません。

県は平成20(2008)年に耐震アドバイザー制度を立ち上げ、ローラー作戦と称して、県内の市町を戸別訪問して耐震改修促進のための普及に努めております。とちぎテレビ・広報誌などによる周知活動にも積極的に取り組んでおります。今回の住宅耐震推進協議会においては、3団体の力を結集して、県民の安全・安心に向けて栃木県の木造住宅の耐震改修促進に貢献していきたいと思っております。

## 委員会報告

### 「委員会活動について」

総務・企画委員長

田村 哲男



総務・企画委員長を拝命して4年目を迎えました。この間、建築設計業界では「構造偽装事件による性善説の崩壊」、「建築基準法・建築士法改正による混乱」、「世界同時不況による経済の落込み」など激動・苦難の時期を経験してまいりました。(社)栃木県建築士事務所協会並びに会員事務所を取巻く社会状況も大きく変化し、業界全体が未だにそれらの影響を引き摺り試行錯誤の途上であると思われま

す。総務・企画委員会の3年間の活動としては、「建築相談調査会」設置案の作成及び「建築相談室」の設置、「ブロック制導入」に関する内務規定の作成、「公益法人制度改革」に伴う協会定款・内務規定改定のための準備、「法定団体」の認定に伴う苦情処理業務のための「苦情相談業務規程・指導委員会設置規程」の作成その他、種々の分掌に係わってまいりましたが、実質的な運用につきましては不十分なものもあり、本年度以降の課題として幾つかの案件が残されておりま

す。又、前年度からの継続案件としては、「賛助会規約」の作成、「新規事業計画」の立案、及び「公益法人制度改革」に伴う新制度に対応した協会定款等の改定があります。特に、「公益法人制度改革」については、平成20年12月1日の法律の施行により「法定団体」の認定に

ついては、平成20年12月1日の法律の施行により「法定団体」の認定に続いて、平成25年11月30日の移行期間終了までに認定基準・ガイドラインに適合した社団法人の組織改革及び協会定款・内務規定等の改定を完了させ、「公益社団法人」の認可を受けて活動をスタートさせなければなりません。

今年、夏から秋にかけて政局が大きな変革の時を迎えそうな雰囲気ではありますが、(社)栃木県建築士事務所協会としては、どのような社会情勢においても社会から信頼される「公益社団法人」を目差し、新制度に円滑に移行できるように十分に協議を行なっていく必要があると思

### 経営委員会活動について

経営委員長 深津 喜一



世界的に100年に一度の不況と言われる中、電気・自動車等の製造業界ばかりでなく、建築を取りまく環境も一段と厳しい状況の昨今ですが、会員の皆様に於かれましては奮励努力の真只中と推察致します。

そして、一連の建築基準法並びに建築士法の改正に伴い、確認検査の厳格化や建築士の業務の適正化、罰則強化が施行され、益々社会的責任のある使命役割を認識せざるを得ません。

幸いな事に、全国的に国の施策である学校校舎や屋内運動場等の耐震化促進に伴い、本県でも、県や市町に於いて耐震診断・補強設計・改修設計の業務が発注され、有難い事です。

さて、経営委員会では、昨年20年度は事務所協会入会案内書のリニューアル作成と、賠償責任保険の加入率アップを活動の柱としまして、昨年10月度には一位に再復帰をみましたが、現在も尚、鳥取県及び群馬県と接戦を演じております。

本年21年度は、第1にブロック制立上げ済に付き、3地区の正・副ブロック長と連携し、正会員の増強拡大の推進、第2に損害賠償責任保険の加入率50%以上かつ一位奪還を目指し、具体的には既加入者・未加入者を問わず、改めて日事連サービスの講習会を開催したいと思います。第3には会員相互の共同受注業務等のメリット拡充を重点に、活動展開をしたいと思

います。その他、新業務報酬基準制定に伴い、地方自治体に対し公共建築設計等発注の運用への啓蒙・啓発活動も視野に入れた活動を目指していきたい。又、建築物定期報告や定期点検と併せ、本年9月28日施行のエレベーターの構造等に関する改正に伴う昇降機設備点検業務の普及活動も展開したいと思います。

経営委員会各委員が連帯協調と創意工夫を以って、本協会の情報 発信として一翼を担いたいと思

## 業務運営委員会 活動の抱負

業務運営委員長

小林 基



業務運営委員長を務め、いつの間にか4年目を迎える事となりました。やっと1年間の流れを把握できる様になってまいりました。

業務委員会担当の年間行事でございますAP展、並びに住宅フェアにつきましては、会員の皆様、理事及び役員の皆様には、毎年ご協力いただきましてありがとうございます。今後もお忙しいところ、ご協力よろしくお願い致します。

今年もAP展の時期となり、作品募集をしております。出展数の予定を50点目標としておりますが、なかなか目標に達しません。模型やA3版にての提出でも受け付めますので、今後共よろしくお願い致します。

協会ホームページも本年度当委員会にて見直しを致しまして、今後の運営を広報渉外委員会にお願いする事となりました。担当委員が変わり、ホームページも新しい情報等が掲示される事になると思います。会員の皆様には、ホームページをご覧いただき活用していただければと思っております。

業務運営委員会は毎月定例委員会を開催致しておりますが、毎回10名程度出席がございます。委員会の会議は1時間程度で終わり、その後雑談を1時間、そして場所を移して情報交換会に入り約4時間、ほとんどの委員が出席して大変盛り上がった委員会となります。

特に副委員長の3名が委員会を盛り上げてくれて、青年の会のメンバーが協力してくれて、委員長の力不足の部分を補ってもらい、委員会メンバーに大変感謝しております。

さて、青年の会でございますが、現在10名程度在籍しております。メンバーは、正会員及び賛助会員の二世や後継者でございます。委員会の活動を通してのメンバーの交流や先輩方の意見など、参考になる事が多々あると思えます。

参加希望の方は、いつでもご一報下さい。先輩方が優しく迎えてくれると思えます。

## 教育・情報委員会活動 について

教育・情報委員長

渡辺 有規



委員会の特徴としては、(1)行事が多い。(2)参加者が多い。(3)委員会活動が活発である。なおかつ委員会後の懇親会も非常に盛り上がる。

以上教育・情報委員会の特徴となっております。

また、委員会の先輩方々が大変多く、たくさんの教えを頂きながら活動をさせて頂いております。

講習会については、管理建築士資格取得講習会、建築士定期講習会、改正建築士法・政省令解説講習会(計3回)、二級建築士設計製図試験受験準備講習会を開催し、より高度な専門能力を有する建築士の育成、管理・施工の適正化のための機会となればと思っております。

また、新商品・新技術研修会としては、6月・7月に2回開催し、既存杭の再利用や弾性FRP防水、ダイライト耐震かべ、リビング床タイル・栃木県庁舎についてなど、深い専門知識を習得する機会を設けました。

昨年の10月には海外研修親睦旅行として香港マカオにて、普段とは違った新しい文化が溢れる中での会議・研修会活動をし、刺激になり大変充実した研修旅行となりました。

11月には東京電力のご協力の下、東京エコ施設見学として、2つの施設を見学し、懇親会は、屋台船で行わせて頂きました。

1月には毎年恒例の新年会・賀詞交歓会を行います。新年の挨拶と共に、一年の決意を誓いあいました。

このように大変行事の多い委員会となっておりますが、毎回多くの方に参加頂き、会議・勉強会を真剣に取り組み懇親を深めることで、委員同士は仲良く、多くを学ばせて頂いております。是非、今年もまた多くの行事を行い、ひとつひとつを皆さんと楽しく親睦を深め、勉強の場を設けていきたいと思っております。

今年10月には愛媛で全国大会も開かれます。テーマは『建築に夢、地球に愛』。大会式典の他にも松山市内めぐり～直島見学も予定しております。

大変勉強になり、また楽しい研修旅行となると思えます。大勢のご参加をお待ちいたしております。

## 「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律」について

弁護士法人佐藤貞夫法律事務所  
弁護士 杉田 明子

平成19年5月に「特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（住宅瑕疵担保履行法）」が成立しました。この法律は、平成21年10月1日以降、引き渡される新築住宅につき、事業者が資力確保のための義務を課すものです。

すでに、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」（住宅品質確保法）により、新築住宅の売主と請負人には、引き渡しから10年間の瑕疵担保責任が課せられています。しかし、法律上、一定期間の瑕疵担保責任が認められたとしても、その間に売主や請負人の財務状況が悪化すると、瑕疵担保責任の履行を求めることは、事実上困難になります。

そこで、売主や請負人の瑕疵担保責任履行を確保するための制度として、住宅瑕疵担保履行法が制定されました。

それでは、住宅瑕疵担保履行法の具体的内容はどのようなもののでしょうか。

### 1 対象となる建築物

対象となるのは、平成21年10月1日以降に引き渡される新築住宅です。この日より前に引き渡しを行う住宅は対象とはなりません。また、「引き渡し日」を基準とするため、工事遅滞物件や売れ残り物件等については、注意を要します。

「住宅」とは、「人の居住の用に供する家屋又は家

屋の部分（住宅品質確保法2条1項）とされており、戸建住宅や分譲マンションなどがこれに該当しますが、住宅以外の建築物については、対象となりません。

さらに、対象となるのは、「新築住宅（新たに建築された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの。建設完了から1年を経過したものは除かれます。同条2項）」であり、中古住宅は対象となりません。

### 2 誰がどのような場合に資力確保義務を負うのか

資力確保義務を負うのは建設業者と宅建業者です（住宅瑕疵担保履行法3条、11条）。また、住宅瑕疵担保履行法は、一般の消費者の保護を目的としていることから、買主や注文者が宅建業者などの事業者である場合は対象外となります。

### 3 資力確保が求められる範囲

もともと、住宅品質確保法において10年間の瑕疵担保責任が認められているのは、「構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの（住宅の構造耐力上主要な部分等）」（同法94条、95条）です。どのような部分が対象となるのか、施行令第5条で具体的に定められています。

そして、住宅瑕疵担保履行法において資力確保を義務付けられる瑕疵担保責任の範囲は、住宅品質確保法と同様の範囲とされています。

#### 4 資力をどのように確保するか

住宅瑕疵担保履行法において、業者が瑕疵担保責任履行のための資力を確保する方法としては、(1) 保険、(2) 供託、の2つがあり、併用することが可能です。

##### (1) 保険

保険の場合、業者が住宅瑕疵担保責任保険法人(国土交通大臣が指定します)と瑕疵担保責任保険契約を締結します。

瑕疵があり、瑕疵担保責任を履行した場合に、業者に対し保険金が支払われます。業者の破産等により業者自身による瑕疵担保責任の履行が見込めない場合、買主等に直接保険金が支払われます。

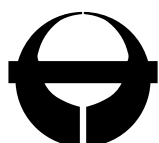
業者は、着工前に保険契約の申し込みをする必要があります。また、契約締結に際し、施工段階で検査を受けることになります。

##### (2) 供託

供託の場合、業者は、基準日(毎年2回、3月31日と9月30日が、供託金算定の対象となる過去の住宅戸数を確認する基準日とされています)から過去10年間にさかのぼって引き渡した新築住宅の戸数に応じて算定した額の保証金を供託します。

もっとも、資力確保が義務付けられるのは、平成21年10月1日以降に引き渡しをした新築住宅ですから、法律施行日から10年間は、過去10年間の引き渡し戸数を算定対象とするのではなく、施行日以降の引き渡し戸数が算定対象となります。なお、保険契約を締結している住宅については、算定対象から除かれますので、保険と供託を併用することができます。

供託の場合、瑕疵担保責任を履行しても供託金の取り戻しはできず、業者の破産等の場合にのみ、買主等が供託金の還付を受けるにとどまります。



# 藤井産業株式会社

## 建設資材部

本社 〒321-0905 宇都宮市平出工業団地41-3 TEL(028)622-6077(代)  
小山支店 〒323-0829 小山市雨ヶ谷750番1 TEL(0285)28-3321(代)

## 平成21年度税制改正

久保井会計事務所

久保井 一臣

平成21年度税制改正は、日本経済の景気後退局面における経済危機が長期化するおそれと、大企業と中小企業・都市と地方格差の拡大が懸念されているとして、企業の競争力・成長力の強化、地域経済の活性化、経済社会の変化への対応をはかり、その活用が景気回復への契機となることが期待されている「景気対応税制」であることが特色と言える。広範な改正が行われ、納税者有利の減税の改正事項も多く、且つ、適用時期が限定されるものもあるので、注意深く対処していただきたい。

### 1、中小企業全般に適用される特に重要な改正点

#### (1) 中小企業に対する軽減税率の時限的引き下げ

中小法人等(資本金の額又は出資金の額が1億円以下)の所得のうち、年800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率が、改正前の22%から改正後18%に引き下げられた。

適用時期:平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に終了する事業年度において適用される。

#### (2) 中小企業の欠損金の繰戻し還付の復活

中小法人等において欠損金が生じた場合、前年度に納めた法人税の還付を受けることができるようになった。

適用時期:平成21年2月1日以後に終了する各事業年度において適用される。

#### (3) 棚卸資産の評価方法

棚卸資産の期末評価額の計算上選定できる評価方法から、後入先出法及び単純平均法が除外された。

適用時期:原則として、平成21年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。ただし、平成22年3月31日までに開始する事業年度においては、一定の場合に旧評価法を適用できる。

#### (4) 役員給与

事前確定届出給与に係る届出について、その役員の前期の給与及び他の役員の給与の記載が省略された。

適用時期:平成21年4月1日以後の届出から適用される。

#### (5) 中小企業の交際費課税の軽減

交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の中小法人に係る定額控除限度額(損金算入枠)が従来の400万円から600万円に引き上げられた。交際費のうち定額控除限度額に達するまでの90%が損金の額に算入される。

適用時期:平成21年4月1日以後に終了する事業年度から適用される。

#### (6)非上場株式等に係る相続税の納税猶予制度の創設

相続により取得した自社株(相続前からの保有分を含め発行済議決権株式総数等の2/3を限度)の課税価格の80%に対応する相続税額の納税が猶予され、後継者の死亡等により猶予税額は免除される。但し、種々の要件に注意。

適用時期:平成20年10月1日以後の相続等に遡及して適用される。

#### (7)非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の創設

後継者が先代経営者から自社株式の一括贈与を受けた場合には、当該株式に係る後継者の贈与税の全額(贈与前からの保有分を含め発行済議決権株式総数の2/3を限度)の納税が猶予される。

適用時期:平成21年4月1日以後の贈与について適用される。

## 2、建築士事務所に関連する改正点

#### (1)住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の拡充

住宅ローン特別控除制度が5年間延長され、控除率及び最大控除額が引き上げられた。尚、所得税から控除しきれない住宅ローン特別控除額は、翌年度分の個人住民税が減額される(最高97,500円)。

適用時期:平成21年1月1日(認定長期優良住宅は平成21年6月4日)以後に居住の用に供する住宅に係る住宅借入金等について適用される。

国土交通省認定Mグレード  
**豊鉄工建設株式会社**  
鋼構造物工事・耐震補強鉄骨工事

〒321-3221  
栃木県宇都宮市板戸町3048-1  
TEL 028-667-1693 FAX 028-667-6479  
yutaka@yutaka-tk.co.jp

国土交通省認定Hグレード  
**氏家工業株式会社**  
鋼構造物工事業

〒321-0403  
栃木県宇都宮市下小倉町3725  
TEL 028-674-3291 FAX 028-674-2895  
kawasaki\_ujiie@syd.odn.ne.jp

## (2) 認定長期優良住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除制度の創設

居住者が認定長期優良住宅の新築又は取得をして居住の用に供した場合、標準的な性能強化費用相当額(1,000万円を限度)の10%がその年分の所得税額から控除される。控除しきれない金額は、翌年分の所得税額から控除する。

適用時期:平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用される。

## (3) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除制度の創設

居住者が居住の用に供する家屋について一定の省エネ改修工事(200万円を限度、太陽光発電装置を設置する場合には300万円)、バリアフリー改修工事(200万円を限度)を行った場合には、その10%の金額をその年分の所得税額から控除する。

適用時期:改修工事を行った家屋を平成21年4月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用される。

## (4) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除制度の適用期限の5年間の延長

## (5) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除制度の適用期限の5年間の延長

## (6) 住宅取得等のための時限的な贈与税の軽減

受贈者[20歳以上の者(子)]・贈与者[直系尊属(父母、祖父母等)]・対象となる贈与財産[居住用家屋の新築、取得(同時に取得する敷地、家屋の増改築を含む)に充てるための金銭]の要件を満たす贈与について非課税枠が拡大(適用期間を通じて500万円)され、従来の贈与税の非課税枠と併せて適用が可能となる。

適用時期:平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の贈与について適用される。

## (7) 登録免許税・不動産取得税・印紙税について軽減税率の適用期限の延長



安心、安全、安息で中小企業と共に

**あんしん財団**

財団  
法人 **中小企業災害補償共済福祉財団**  
(通称 / あんしん財団)

栃木支局 フリーダイヤル 0120-311-816  
〒320-0026  
栃木県宇都宮市馬場通り2-1-1 NOF宇都宮ビル4階

## コラム

### 東京タワー生誕50周年

広報委員 中村 清隆

東京タワーが生誕50年を超えました。<sup>なりひらばし</sup>業平橋押上地区(墨田区)では東京スカイツリーが去年7月に着工、2011年12月竣工を目指して大林組が610mの世界一高い塔を建設中です。(設計・監理:日建設計、監修:澄川喜一、安藤忠雄)

私がずっと前から気にして比較していた建物が、パリのエッフェル塔と東京タワーです。どちらも高くシンボリックで、都市の顔として大きな存在です。かつ、2つの塔は国民気質の違いを主張するシンボルでもあります。

#### パリ エッフェル塔

1889年、フランス革命100周年を記念したパリ万国博で、高架橋技師のギュスターブ・エッフェルが設計したものの高さ321m。1991年には、塔を含むパリセーヌ川周辺は世界遺産になっている。

パリ万博の顔として建設された塔は、当時パリ市民から思わぬ反発と批判を受けた。「グロテスク」「景観を損ねる」と。観光の目玉になっている今では考えられないことだが、フランス人はかなり保守的でかなりガンコだ。フランスの文化遺産を守り抜くという意識の高さは世界一かもしれない。

「パリ万博の顔」を任されたエッフェルは、大阪万博の「太陽の塔」を製作した岡本太郎のように、国内では名の知れた人物だったのだろう。しかし、自身の名をつけられたエッフェル塔が、パリ市民から認知されるには数十年の月日が必要だった。

余談だが、フランスの偉大な建築家コルビジェは、自国フランスでは小作品しか残せなかった。しかも郊外で。新しいものを好きでないフランス人には受け入れられず、海外に出て花開くのである。



#### 東京 東京タワー

1958年、テレビ塔の権威者である東大の故内藤多伸博士の傑作。高さ333m。エッフェル塔のあと69年後に建てられたものである。

内藤多伸博士は、大阪2代目通天閣、札幌テレビ塔、名古屋テレビ塔など日本の名だたるテレビ塔を設計し「構造設計の父」と呼ばれた方。東京タワーは、エッフェル塔に比較して鉄骨量、建設工期、費用、高さにおいて優れているといわれている。合理的である。だが、デザイン的な比較ではどうだろうか。

エッフェル塔はパリにおいてはなかなか受け入れられなかったが、東京タワーは戦後の日本に元気を与え、賞賛の声とともに都市に溶け込んでいった。東京はどんなものでも合わせ飲む底知れぬ懐の深さがある。

日本人の気質として、都市や景観が変化していくことにあまり抵抗がないようだ。建築家の活躍する場としては最適なところなのかもしれない。日本人は新しもの好きで、過去にあまり執着しない。だが、もう少し自国の、地元の文化を大切に残すことに注意を払うべきではないか。保守的なガンコおやじがもったいもしいと思うのだが。



## コラム

### 建物のセキュリティ設計について

広報委員 大高 宣光

#### ウイルス対策からBCM・BCP

近年 オフィスのセキュリティについては、インターネットの普及とともに、パソコンのファイル管理やオフィス内のLAN環境の安全性について、クライアントの関心が高くなっていますし、既に皆さんも会社や自宅のパソコンにウイルス対策ソフトを使用されている事と思います。

また他方で、最近話題になっている言葉に「事業継続マネジメント(Business Continuity Management(BCM))」、更に「事業継続計画(BCP)」というのがあります。これは事件、事故、災害時に於いて、速やかに事業再開につなげられる事を目的としたマネジメント手法ですが、クライアントのニーズから建物のセキュリティを考える時、設計者が理解していなくてはならない大切な考え方です。

#### 建築設計 とセキュリティ

設計者の立場からこのセキュリティというテーマに取り組む時、まず理解していなければならない事は、完成後の実際の使われ方になります。どの部屋に何が置かれ、実際に入室する人はどのレベルの権限を持った人なのか、クライアントのBCPに基づいて「物」や「人」を守るためのゾーニング計画から始める事になります。ここで大切な事は、多くのセキュリティコンサルタントは建物設計のプロではありませんし、ましてや建築材料について詳しい人は少ないのが現状です。例えば、宝石店で錠も警報装置も万全だったのに、衝撃にもろい材料の外壁を破られて侵入されてしまった例等はこの為かもしれません。

#### セキュリティ設計の基本項目

建物のセキュリティ設計を考える時、基本となる次の五つの項目を押さえる必要があります。

一つ目は導線計画と平面・断面計画です。これは外構設計から、平面、断面計画まで含めたゾーニングです。一般的なセキュリティ設計では警戒レベルが緩いレベル1から最も警戒レベルが高いレベル3までの三つのゾーニングに分けて設計し、レベル3の部屋がこのゾーニングの中で最も安全で外から遠い位置に配置されなければなりません。

二つ目は建築材料の選定です。多くの場合重要なセキュリティ区画は、防火区画と重なる事が多いのですが、たとえ耐火性能が高くても、簡単にハンマーやカッターで破られる建築材料では、セキュリティ区画としては相応しくありません。これは建具の選定についても同様です。

三つ目は錠の選定です。建築設計業務に携わっていても、意外とこの分野の知識を持つ設計者が少ないのが現状です。一昔前ピッキングで錠の性能については大きな社会問題となりましたが、錠の性能を語る場合、私是对ピッキング性能は本来錠の性能を語る以前の問題だと思っています。

更に、ICカードや指紋認証など、電気的なコントロールを必要とする錠については、どの様な場合にどの様な信号を出せるのかが、本来の錠の強度や機能と共に、建物完成後の管理運営について重要な意味を持つ事になります。つまり、錠の施解錠だけの動作接点しか持たない場合と、

空錠状態での扉の開閉を検知する物、更にはデッドボルトの入・出を検知する物、更にこれを錠側で検知するのか、ラッチ側で検知するのかで、防犯能力と事件・事故発生時の対処が変わってきます。

四つ目は電気錠を制御するコントローラーの機能と性能です。たとえこれまでの三つのポイントを押さえた設計がなされていても、そこに使用されるコントローラーの機能や性能が未熟では全く意味のない設計になってしまいます。

クライアントにもよく誤解されている例ですが、「我社は最新のICカード錠システムを入れたのでセキュリティは万全です」とお聞きする事があります。本当でしょうか？昔の鍵の管理であれば、鍵のコピーが作られないように社長がしっかり管理さえしていれば、世の中に解錠できる鍵は正副二、三本の鍵しか無かったはずですが、しかしICカード錠にしてしまったばかりに、解けられる鍵の数は社員数と同じになってしまったのです。それどころか、出入りする関係会社や各種の配達に関わる人にまでカードを配布せざるを得ない場合があり、この場合鍵をばらまいたと同じになってしまいます。

このため、不測の事態を考慮した電気錠システムの機能検討が大変重要になります。

五つ目は運用管理体制です。電気錠の機能とコントローラーの機能がマッチしたところで、次はコントローラーの機能である許可登録の管理から再発行許可基準、更には想定される緊急時の対応について、クライアントの運用能力を見極めた仕様選定が重要になります。

この見極めで難しい事は、非常にレベルが高い製品を設置してしまったばかりに、運用が大変複雑になり、三年後には使われなくなってしまったな

どの例が大変多く発生している事に象徴されています。

カードやコントローラーの機能の選定には、クライアントの運用体制まで含めた詳細なコンサルティングが不可欠です。

#### BCMから見たセキュリティ設計

ここまでは防犯を主眼とした設計について書きましたが、実は企業における窃盗・漏洩などの犯罪の殆どは「社員及び関係者」によるものである事が統計上明らかになっています。つまり犯人は外からやってくるものではありません。

この場合事件・事故の発生時に如何に早く犯人を特定できるかはもちろんのことですが、関係も無いのに疑われた人にとっては、会社との関係に深い溝を残す事にもなってしまいます。このため、多くの善良な社員と関係者を疑わずに済む登録・運用管理体制の構築が、セキュリティ設計に当たって重要なテーマだと思います。

更にBCMの観点から、建築設計者に要求される何よりも重要なセキュリティ設計のチェック項目は、建物を支えるインフラの安全設計です。以前に、ある地方自治体のLGWAN(Local Government Wide Area Network)と住基ネットのサーバーームの調査を行った時の事ですが、予備エンジンが庁舎の隣を流れる河川の氾濫想定水位より下の位置に当たる地面に設置されていました。順法設計は当たり前ですが、どんなに優れたセキュリティ設計がなされ、運用がしっかりしていても、停電時の水害で電源設備が水没してしまっただけでは何の役にも立ちません。セキュリティは最も弱い所から崩れるものです。

## 正会員 入会の案内



はじめまして。栃木県北部の那須町で設計事務所を営んでおります大高です。

『年年歳歳花相似たり、歳歳年年人同じからず』  
青くそびえる雄大な那須連山は、昔も今も変わりませんが、それを仰ぎ見る私達の状況は、日々混迷の度をましています。でも未曾有の不況だからと、肩を落としてはいただけません。こんな時だからこそ、皆様方との情報交換と、善きアドバイスを賜りたく入会いたしました。どうぞ宜しくお願いいたします。

氏名	大高 智 (おおたか さとし)
事務所名	建築設計 大高
所在地	〒329-3215 那須郡那須町寺子乙3938-95
電話番号	0287-72-6372
F A X	0287-72-7263
管理建築士	1級第200584号 大高 智
事務所登録	(Aイ)2617号



再入会いたしました。  
厳しい業界状況の中、社会的責任を自覚して努力いたす所存でございますので、何卒よろしくお願いたします。

氏名	篠崎 勝則 (しのざき かつのり)
事務所名	株式会社 NASU設計
所在地	〒324-0005 大田原市練貫364-67
電話番号	0287-23-7861
F A X	0287-23-7819
管理建築士	1級第89488号 篠崎 勝則
事務所登録	(Aへ)754号

氏名	西村 松男 (にしむら まつお)
事務所名	株式会社 スペースショップ 一級建築士事務所
所在地	〒320-0021 鹿沼市上野町270-6

電話番号	0289-63-6222
F A X	0289-63-6112
管理建築士	1級第246193号 西村 寛
事務所登録	(Aイ)2839号

## 賛助会員 入会の案内

東栄設備工業 株式会社	
代表取締役	黒澤 敏男
住所	〒321-0962 宇都宮市今泉町445
電話番号	028-621-8370
F A X	028-621-6357
給排水・空調・衛生設備工事 設計施工	

中島塗装 株式会社	
代表取締役	中島 國雄
住所	〒320-0034 宇都宮市泉町4-5
電話番号	028-622-5520
F A X	028-627-4156
塗装全般・建築物・橋梁・鉄塔・プール・水門	

4月

- 3・教育・情報委員会開催  
協会会議室で開催
- 5・栃木県宅地建物取引業協会 金盛正雄氏黄綬褒章受章祝賀会開催  
ホテル東日本宇都宮で開催
- 7・定例常任理事会開催(16:00~)  
協会会議室で開催
  - ・耐震診断事前審査開催  
協会会議室で開催
  - ・栃木県建設産業団体連合会事務局長連絡会議開催  
建設産業会館で開催
- 8・平成21年度栃木県・宇都宮市挨拶廻り開催  
協会会議室で開催
  - ・栃木県住宅耐震推進協議会開催  
県庁本館8階会議室で開催
  - ・業務報酬周知委員会会議開催  
建築技術教育普及センター会議室で開催  
(佐々木宏幸常務理事)
- 9・業務運営委員会開催  
協会会議室で開催
  - ・建築設計制度等対応特別委員会会議開催  
日事連会議室で開催  
(佐々木宏幸常務理事)
- 10・耐震診断判定会開催(16:00~)  
協会会議室で開催
- 14・栃木県建設産業団体連合会団体長会議開催  
建設産業会館で開催
  - ・教育・情報委員会開催  
協会会議室で開催
- 15・栃木県建築設計サポートセンター会議開催  
協会会議室で開催
  - ・耐震診断事前審査開催  
協会会議室で開催
- 16・平成20年度事務所協会会計監査開催  
協会会議室で開催  
(会計監査3名・外役員4名)
- 17・新商品・新技術研修会開催  
パーティとちぎ男女共同参画センターで開催  
(参加者42名)
  - ・経営委員会開催  
協会会議室で開催
  - ・業務報酬周知委員会会議開催  
建築技術教育普及センター会議室で開催  
(佐々木宏幸常務理事)
- 20・耐震診断判定会  
協会会議室で開催
  - ・栃木県建設産業団体連合会正・副会長会議開催  
建設産業会館で開催
- 21・耐震診断事前審査開催  
協会会議室で開催
- 22・建産連常任理事会・理事会合同会議開催  
建設業会館会議室で開催  
(本澤宗夫会長・満川元久・三柴富男副会長)
- ・定例常任理事会(13:30~)・定例理事会(15:00~)開催  
協会会議室で開催
- 23・業務報酬周知委員会会議開催  
建築技術教育普及センター会議室で開催  
(佐々木宏幸常務理事)
- 24・平成21年度管理建築士資格取得講習会開催  
とちぎ福祉プラザで開催(参加者84名)
  - ・耐震診断事前審査開催  
協会会議室で開催
- 27・耐震診断判定会  
協会会議室で開催
- 28・平成21年度栃木県震災建築物応急危険度判定協議会総会開催  
栃木県本館6階大会議室  
(佐治則明副会長)
  - ・日本建築積算協会関東支部平成21年度支部総会役員会(第244回)開催  
東京都三田NNビルB1階会議室  
(鈴木勲事務局長)
  - ・平成20年度栃木県国会等移転促進県民会議総会開催  
栃木県公館大会議室で開催  
(満川元久副会長)
  - ・公共建築設計懇談会開催  
日事連会議室で開催  
(佐々木宏幸常務理事)

## 5月

- 11・耐震診断事前審査開催(10:00～) 協会会議室で開催
- 13・総務・企画委員会開催 協会会議室で開催  
・平成21年度建築士定期講習会開催 パルティとちぎ男女共同参画センターで開催  
(参加者50名)
- 14・とちぎ2008住宅フェア栃木実行委員会理事会・総会開催 ニューみくら会議室で開催  
(満川元久副会長)
- ・耐震診断判定会開催(11:00～) 協会会議室で開催
- 15・日事連総務・財務委員会監査会開催 日事連会議室で開催(本澤宗夫会長)  
・広報・渉外委員会開催 協会会議室で開催
- 16・耐震診断事前審査開催(10:00～) 協会会議室で開催
- 20・日事連総務・財務委員会開催 日事連会議室で開催(本澤宗夫会長)  
・耐震診断事前審査開催(10:00～) 協会会議室で開催  
・業務運営委員会開催 協会会議室で開催
- 21・定例常任理事会(13:30～)・定例理事会(15:00～)開催 協会会議室で開催  
・通常総会(決算総会)開催 アピアで開催(出席者48名・委任状70名)  
・社団法人栃木県建設業協会通常総会開催 ホテル東日本宇都宮で開催  
(本澤宗夫会長)
- ・栃木県豊かな住まいづくり協議会平成21年度総会開催 建設産業開会会議室で開催  
(田村哲男理事)
- ・日事連正・副会長会議開催 日事連会議室で開催(本澤宗夫会長)
- 22・栃木県建設産業団体連合通常総会開催 建設産業会館会議室で開催  
(鈴木勲事務局長)
- ・(社)日本建築学会関東支部栃木支所2009通常総会開催 日光金谷ホテルで開催(三柴富男副会長)  
・栃木県行政書士会平成21年度定期総会開催 ホテル東日本宇都宮で開催  
(満川元久副会長)
- 23・平成21年度栃木県植樹祭開催 (会場・茂木町茂木地区内「茂木町立茂木  
中学校」) 本澤宗夫会長)
- 25・耐震診断判定会開催(11:00～) 協会会議室で開催
- 26・栃木県設備設計事務所協会平成21年度通常総会開催 宇都宮グランドホテルで開催  
(満川元久副会長)
- 27・社団法人 栃木県設備業協会平成21年度第44回通常総会(懇親会)開催 宇都宮グランドホテルで開催  
(本澤宗夫会長)
- ・社団法人栃木県建築士会総会開催 建設産業会館で開催(本澤宗夫会長)  
・平成21年度栃木県CALS/EC推進協議会第1回幹事会開催 栃木県公館大会議室で開催  
(三柴富男副会長)
- 28・栃木県鉄骨業協同組合通常総会開催 アピアで開催(佐治則昭副会長)

## 6月

- 2・栃木県木材需要拡大協議会平成21年度通常総会開催 木協連会議室で開催(鈴木勲事務局長)  
・日事連政経役員会・理事会開催 日事連会議室で開催(本澤宗夫会長)
- 3・常任理事会開催 協会会議室で開催  
・建築設計制度等対応特別委員会会議開催 日事連会議室で開催  
(佐々木宏幸常務理事)
- 4・栃木県鋼構造建築技術協議会平成21年度通常総会開催 ホテルニューイタヤで開催

- |                                      |                              |
|--------------------------------------|------------------------------|
| 5・宇都宮市管工事業協同組合第56回通常総会開催             | ホテルニューイタヤで開催<br>(本澤宗夫会長)     |
| ・平成21年度第1回宇都宮地区インターンシップ学校・地域連絡会開催    | 宇都宮白揚高等学校会議室で開催<br>(鈴木勲事務局長) |
| 8・建築設計制度等対応特別委員会会議開催                 | 日事連会議室で開催<br>(佐々木宏幸常務理事)     |
| 9・長期優良住宅普及促進事業(平成21年補正予算関連)説明会       | 関東地方整備局大会議室で開催<br>(小林基理事)    |
| ・栃木県住宅耐震推進協議会設立総会に向けた運営委員会開催         | 協会会議室で開催                     |
| ・建築設計制度等対応特別委員会会議開催                  | 日事連会議室で開催<br>(佐々木宏幸常務理事)     |
| 10・耐震診断事前審査開催                        | 協会会議室で開催                     |
| ・広報・渉外委員会開催                          | 協会会議室で開催                     |
| 12・広報・渉外委員会開催                        | 協会会議室で開催                     |
| 15・耐震診断判定会開催(11:00~)                 | 協会会議室で開催                     |
| 16・教育・情報委員会開催                        | 協会会議室で開催                     |
| 17・業務運営委員会開催                         | 協会会議室で開催                     |
| ・栃木県建設産業団体連合会事務局長連絡会議開催              | ホテルニューイタヤで開催                 |
| 18・財団法人建築技術教育普及センター第66回評議員会開催        | 普及センター会議室で開催<br>(本澤宗夫会長)     |
| ・栃木県住宅耐震推進協議会設立総会開催                  | 栃木県建設産業会館で開催<br>(参加者23名)     |
| 22・栃木県建築設計サポートセンター会議開催               | 協会会議室で開催                     |
| 23・栃木県建設産業団体連合会団体長会議開催               | 栃木県建設産業会館で開催<br>(本澤宗夫会長)     |
| ・耐震診断事前審査開催                          | 協会会議室で開催                     |
| 24・定例常任理事会(14:00~)・定例理事会(15:00~)開催   | 協会会議室で開催                     |
| 25・平成21年度栃木県CALS/EC推進協議会総会開催         | 栃木県公館大会議室で開催<br>(三柴富男副会長)    |
| 26・日本建築積算協会関東支部平成21年度支部・役員会(第245回)開催 | 東京都積算協会会議室で開催<br>(夏目公彦会計理事)  |
| ・日事連事務局連絡会議開催                        | 八重洲富士屋ホテルで開催<br>(鈴木勲事務局長)    |
| ・経営委員会開催                             | 協会会議室で開催                     |
| 29・耐震診断判定会開催(10:00~)                 | 協会会議室で開催                     |

私達は環境にやさしい印刷物を  
推奨しています。

イメージーションから始まる  
創造の力

チラシ・DM・ポスター・パンフレット・リーフレット・雑誌・広報誌・名刺・パッケージ・アドタイジング クリエイティブ ワークス一般

**DAISAN**



本社・工場  
〒329-1334 栃木県さくら市押上755 1

TEL.028-682-1311(代) FAX.028-682-1384

(株)ダイサン宇都宮 〒321-0945 栃木県宇都宮市宿郷2-6-9 TEL.028-687-9211(代)  
(株)ダイサン小山 〒323-0028 栃木県小山市若木町1-23-4 TEL.0285-30-5625(代)

FULLY INTEGRATED PRINTING SERVICES

URL <http://www.daisan-print.co.jp>

## 建賠保険等調査専門委員会が設置されました

有限会社 日事連サービス  
専務取締役 中川 孝昭

やむを得ない事情

加入率 トップの座をかけた3単位会による、罅迫り合いの決着がなかなかつきません。お互いに伸び悩んでいるようですが、その原因の一つは、この日事連・建築士事務所賠償責任保険(建賠保険)の評判が、あまり芳しくないことによるのかも知れません。そのことについては、この保険と四半世紀も付き合いってきた私にも、思い当たるものが二つあります。

この25年間に、600件を超す保険金の支払いに関わってきましたが、本当に助かったありがたいと言っていただいた経験は、自慢ではありませんが、たったの4回しかありません。事故の補修費用のうち、改善に当たる部分の費用が否認されるため、ご期待どおりの金額が回収できないためと考えられます。

毎週新しい事故報告が入りますが、その中およそ1/3は、「建築物の滅失・き損」の問題ではないために、保険金の支払いの対象となりませんとお断りしています。

ところで、この二つのことには、それぞれやむを得ない事情が存在します。

については、保険の機能というよりは、賠償問題に関する法律上の解釈が、そのようになっているのです。相手に与えた損害が、物の壊れたことだとします。それを元の状態に戻せば、損害を賠償したことになるというのが法律の考え方です。ところが、建築物が何らかの設計上のミスが原因で壊れ、それを修復しただけでは、いずれ事故が再発してしまいます。補強しておかなければなりませんが、その費用を、保険会社は否認するのです。設計ミスさえなければ、最初から強度のある建築物になっていて、

その強度が強い分の差額は、施主の負担になっていたはずであるという説明になります。見方を変えれば、設計ミスをしてくれたおかげで、その建築士事務所が入っていた保険を使って、タダで強度の強い、グレードアップされた建築物になり、言わば不当利得の状態も生ずるからなのです。そして、もし、このような裁きにしておかないと、最初から安普請に仕上げたおいて、保険を使って豪邸に変えてしまうことができますから、それを防止する意味もあるのです。

の問題は、主として保険数理上の理由によります。保険会社は、営利を目的とした、株式会社組織です。商売にならなければ、保険商品として世に送り出すことができません。そこで、この保険に関しては、保険金支払いの分岐点ともいえるべき「滅失・き損」という、前提条件が生まれました。それを満たすことのできない事故としては、次のようなことが想定できます。

1. デザインが気に入らない
2. 使いにくい
3. 色がイメージと違う
4. 耐震強度が不足している
5. 消防法に触れる

1から3は、個人の感覚の問題であり、事故の査定に必要な物差しが見つかりません。計算が立たないのです。4と5は、言わば法令違反です。こちらも保険会社にとっては、ソロバン勘定が難し過ぎます。また、これを助け起こす制度を作ることは、「公序良俗」という面からも否定されなければなりません。敢えてそれでも保険にしようと思えば、保険料は10倍にしても足りません。そして、もし10倍で売り出すと、加入者がむしろ減ってしまうと予測され、その点でも

商品化は困難なのです。

「建賠保険等調査専門委員会」の設置

以上、やむを得ない事情については、みなさんにはご理解いただけたことと思います。そして、この保険に代わる措置としては、現金を積み上げて置いていただく以外に手立てはないはずです。まして、みなさんは今「賠償責任能力の情報開示」を、法律によって求められる世の中を、逞しく生き抜いていただかなければならないのです。(改正建築士法第24条の6参照)

ところで、このほど日事連の業務・技術委員会の下に「建賠保険等調査専門委員会」が設置されました。本来ですと、みなさんの地元の本澤会長が務めておられる、日事連の総務・財務担当副会長の守備範囲のはずなのですが、諸般の事情があり(?)、このような組織となりました。

その第1回の委員会が平成21年4月21日に開催されました。従来の委員会組織とは異なり、できる

限り委員の交代を避け、長期間に亘り、保険の真髓にどっぷりと浸かっていただく予定です。今後は、この委員会の中で、みなさんのニーズを吸い上げ、保険を少しでも改良すべく活動していただくこととなります。次回委員会のための資料として、現在、各委員が「設計ミスがあったにもかかわらず、保険金が支払われなかった事例」を中心に、情報収集作業を行っているところです。どうぞ、今後、ご期待いただきたいと思います。

この保険は東京海上日動社が、幹事会社としてお引き受けしていますが、特殊な保険であるため、みなさまのお近くにある同社支店や営業所での取り扱いができません。ご加入手続きに関しましては、ご面倒でも03-3552-1077 日事連サービスまで、お問い合わせくださいますよう、お願い申し上げます。また、日事連のホームページ <http://www.njr.or.jp>にも、内容をご紹介します。

## 編集後記

委員長の指導のもと、会報もますますグレードアップしていき、これまでより相当すばらしい会報ができあがったと思います。(横松)

次号はリニューアル予定で、いろいろなアイデアがでてます。お楽しみに。(大武)

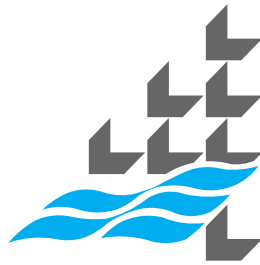
新メンバーも入り、次回は誌面、ホームページも更にリニューアル?! 委員会内でもメールリンクを開設して委員会内のコミュニケーション力もアップ!! (酒井)

今回はページ数も増刷、出席委員が多くなって楽しくなってきました。(中村)

アナログからデジタルに世の中すべて移動中。委員会も事務所協会もインターネットに。アナログ人間は。(内田)

## 広報・渉外委員会

委員長	内田	和己
副委員長	酒井	誠
//	中村	清隆
//	大武	功治
委員	大高	宣光
//	石川	昭男
//	檀淵	一正
//	野中	清吉
//	廣瀬	時男
特別委員	横松	宏明



発行所

社団法人 栃木県建築士事務所協会

会長 本澤宗夫

〒320-0032 宇都宮市昭和2丁目5番地26号

TEL 028(621)3954

FAX 028(627)2364

<http://www.tkjk.or.jp/>

[info@tkjk.or.jp](mailto:info@tkjk.or.jp)